

～新型コロナウイルス感染症に係る県の支援策～

和歌山県家賃支援金 の申請受付を開始します！

和歌山県では、新型コロナウイルスの影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃が負担となる事業者に支援金を支給します。

1 対象者

(1) 県内に主たる事業所を有する事業者

県外に本社がある観光関連事業者のうち、「①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設」を県内で運営する事業者も対象

(2) 令和2年5月～12月において次のいずれかに該当する事業者

- ・いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ・連続する3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少

※原則、国の家賃支援給付金の給付を受けた事業者が対象

(令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し国の家賃支援給付金を受けていない事業者、収益事業を営む人格のない社団等は別に定める要件を満たせば、本支援金の対象)

2 支給額

- ・申請時の直近1か月の支払賃料(月額)に基づき算定
- ・法人に最大150万円(6か月分)、個人事業者に最大75万円(6か月分)を支給

	支払賃料(月額)	支給額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×1/6
	75万円超	12.5万円+ [支払賃料の75万円の超過分×1/12] ※ただし、25万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×1/6
	37.5万円超	6.25万円+ [支払賃料の37.5万円の超過分×1/12] ※ただし、12.5万円(月額)が上限

※和歌山県家賃支援金は、国の家賃支援給付金の原則1/4相当額となります。

3 申請手続

(1) 受付期間

令和2年8月5日(水)～令和3年2月28日(日)(当日消印有効)

(2) 提出方法

郵送による提出(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法による)

4 申請要領・様式等の入手方法

下記のURL又は右記のQRコードをからダウンロードできるほか、各振興局、各市町村、各商工会・商工会議所においても順次配布します。

URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin.html>



〈お問合せ先〉

担当課：商工振興課

担当者：石橋・尾崎

電話：073-441-2742(直通)